

「学校いじめ防止基本方針」

令和 7 年 4 月 1 日

青梅市立第二中学校

1 本校におけるいじめ防止のための基本姿勢

(1) いじめの定義

平成25年9月にいじめ防止対策推進法が制定され、いじめについて、学校が対処方法を明確化することが定められた。また、同法では、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めることやいじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合ただちに警察に通報することなどが明文化されている。

「いじめ」とは、生徒に対し、同じ学校に在籍している等、当該生徒と一定の人間関係のある他の生徒が行う、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットによるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒が、心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとし、いじめられている生徒がいじめだと感じているものはいじめとなる。

※いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「いじめ防止対策推進法」を参照

(2) いじめ問題に対する基本的な考え方と姿勢

すべての生徒は、かけがえのない存在であり健やかに成長することは、社会全体の願いである。青梅市でも「青梅市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ根絶に向けた取り組みを行っている。本校でも本市の方針に基づき、いじめ根絶に向けた取り組みを全力で行う。

生徒同士の関係のみならず教職員等との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、他者の長所等を発見することから、互いを認め合い誰もが安心して生活できる場所であることで、生徒は、温かい人間関係の中から自己実現を目指してのびのびと生活できる。しかし、ひとたび生徒たちの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、そこには子どもたちの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。このため、いじめは生徒たちの健やかな成長を阻害する要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせる深刻な影響も与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次のように示す。

① 「どの学級にも、どの集団にも、どの子どもにも起こりうるものであるという基本的認識をもつ」

・いじめる子どもたちに対して「いじめは人間としていかなる理由があろうとも絶対に許されない」という認識を徹底させる適切な指導を行なう。

② 「特定の子どもや特定の立場だけの問題とせず、学校全体で取り組む必要がある」

- ・いじめられる子どもを徹底して守り通す。
- ・いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に対応する。
- ・いじめられている子どもの心情に即して解決を図る。

③ 「いじめをなくすためには、学校、家庭、地域などがそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に連携し、取り組む必要がある」

・学校、家庭、地域がともに手を携えて子どもたちを育てていくことを念頭に置き、い

じめの問題の重大性と、「いじめは絶対に許されない」との認識をもって、家庭・地域社会との連携を図る。

- ・再発防止のために、解決しても卒業するまで見届ける指導をする。

④ 「子どもたち自身が、安全で豊かな社会を築く主体者であることを自覚させ、いじめを許さない社会の実現に努める」

- ・自他ともに愛しみ、協働していく姿勢を高める指導を行う。
 - ・生徒一人一人の自己肯定感を高める。
- 以上のことを徹底する。

2 学校全体での取組

(1) いじめの未然防止に関すること

○人権が尊重された学校づくり

いじめを未然に防止するためには、子どもたち自身がお互いを尊重し合い、いじめを許さない集団となることである。そのために教育活動全体において子どもの人権が尊重され、子どもの自己実現につながる取組みが行われる必要がある。

① 学校は全教育活動を通して、子どもに「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度をとる。

- ・生徒と教職員、生徒相互の温かい人間関係づくりに努め、日常の学校生活におけるいじめのサインを受け止める指導体制を確立する。
- ・開かれた学校づくりの推進、地域社会との連携強化を図るために積極的な授業公開の実施やPTA活動等を活発にする。

② 一人一人を認める雰囲気づくりと、人権を意識した学級集団を作っていく。

- ・教職員間の情報交換を綿密に行い、生徒の様々な行動をしっかりと把握する。お互いの人格を認め合うことの大切さを指導する。
- ・生徒の自己実現が図れるよう、日々の授業の充実を図る。
- ・生活指導が充実する学級経営を行い、豊かな人間関係を育てる。
- ・生徒の思いやりの心をはぐくむ道德教育の充実を図る。
- ・中学校区の小学校児童会と連携して、いじめゼロを目指した生徒会活動に取り組む。
- ・特別活動の充実（学校行事・生徒会活動）を図る。

③教員の人権感覚を磨き、「いじめのサイン」を確実に受け止めることのできる指導体制を作る。

- ・学校生活での人間関係や心や行動の小さな変化に目を配るとともに、養護教諭やスクールカウンセラーとの連携を強化し、情報交換や意見交換の場を日常的に設定する。
- ・教員自ら、自分の言動と態度について自己評価に努める。
- ・校内研修や学年会議などの機会をとおして、教職員の言動と態度についての相互評価に努める。
- ・保護者や地域住民の意見や考えに耳を傾け、日々の指導力を高める。
- ・日ごろより、保護者に対して、いじめ等の悩みを受け付ける相談機関等について十分に周知するとともに、必要に応じて連携を図る。

(2) 校内体制に関すること

①生活指導部

- ・管理職および生活指導主任、各学年の生活指導担当で構成する生活指導部を設置する。
- ・毎週生活指導部会を開催し、校内外の生活指導上の課題に関する情報交換、情報共有、指導内容等の協議を行う。

②いじめ対策委員会

- ・校内に「青梅市立第二中学校いじめ対策委員会」を位置づけ、いじめ防止や対応についての措置を実効的に行う。運営委員（管理職、主幹教諭、生活指導主任、教務主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、学年主任、事務主任）及びスクールカウンセラーを構成員とし、毎週、定期的に委員会を開催する。

③いじめ防止・早期発見に関すること

- ・生徒の豊かな心の育成のため、すべての教育活動において、人権教育・道徳教育および体験的な活動の充実を図る。
- ・いじめを早期に発見するために、年間4回のアンケート調査を実施する。
- ・生徒および保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・「青梅市いじめの防止に関する条例」を活用した研修を行い、法令に則ったいじめ防止を学ぶ機会を設ける。
- ・教職員に対し、東京都が作成した「いじめ防止・対策」に関するリーフレット等を活用し、いじめ防止に関する研修の実施等、資質向上と指導力の向上を図る。
- ・インターネット等を通じて行われるいじめに対しては、関係機関との情報収集や情報交換を行い、生徒や保護者への啓発を行う。
- ・長期休業日前には、全校生徒に相談窓口等を記載したリーフレット等を配布し、生徒、保護者へ周知を図る。
- ・いじめへの実態把握や適切な対応や措置を行うため、学校評価での位置づけを行う。
- ・「フリートーク」の取り組み・・・全教員が手分けし、一人ずつの生徒との対話を通して、生徒の声に耳を傾ける取り組みを継続する。
- ・心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者や学校運営連絡協議会、学校評議員制度や学校関係者評価委員会、PTA等の地域住民の協力を得つつ、関係機関と連携して、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対応」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じる。

(3) いじめへの対応に関すること

- 生徒、保護者からいじめの相談を受けた時には、相談内容にかかわらず、直ちにその内容や学校の対応等を青梅市教育委員会に報告する。また、教職員がいじめを発見した場合も同様とする。
- いじめを受けた生徒の安全確保を最優先する。その後、加害生徒への事情や心情等の聞き取りを行う。
- 重大事態発生となった場合には、速やかに青梅市教育委員会に報告する。
- 生徒、保護者から相談を受けた生徒や、学校がいじめを認知した生徒に対して、「生徒のいじめ状況調査票」を作成・活用し、青梅市教育委員会と連携して、継続的かつ適切に対応する。

- 些細な兆候であっても、いじめの疑いのある行為には早急に対応し、的確な指導を行う。
- いじめを受けた生徒が安心して学校生活を送れるように、保護者と連携を取りながら最大限の措置を講ずる。
- いじめを行った生徒に対し、速やかにその行為をやめさせ事実確認とその行為の重大さを認識させるため、継続的に指導を行う。必要に応じて、スクールソーシャルワーカーとの連携を図る。
- いじめの関係者間における争いが生じさせないように、いじめに関わる情報を関係保護者と共有するなど必要な措置を講じる。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときには、教育委員会及および所轄警察署等と連携して対応する。
- いじめを見ていたり、同調したりした生徒に対しても、自分の問題としてとらえさせる。このために、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認させるとともに、いじめを受けた生徒の心情を深く考えさせ、心の痛みへの共感を育てることにつなげる。また、傍観者になっていた生徒に対しても、そのような行為がいじめを助長し、孤立感を強めることとなることを理解させる指導を行う。
- ネット上の不適切な書き込みや発信に対して、学校として問題の個所を速やかに確認し、被害生徒の人権を守るための適切な措置を講ずる。
- 情報モラル教育を進め、生徒に情報の受け手および発信者としての必要な知識や能力の育成を図る。
- 学校が、いじめを認知した児童・生徒に対して、「児童・生徒のいじめ状況調査票」を作成・活用し、継続的かつ適切にいじめへの対応をとれるようにする。

3 いじめの早期発見に関すること

- 「いじめのサイン」を確実に受け止める。
 - ・ いじめられている生徒は、いじめのSOSを出すだけのエネルギーをもっていないことも考慮する。
 - ・ 「いじめのサイン」に気付いたとき、親身になって話を聞き、いじめられている生徒の悩みを受け止め、支える。
 - ・ 学校内での「いじめのサイン」を教職員全員が押さえ、情報交換を密に行う。
 - ・ いじめに関する校内アンケートを定期的の実施し、早期発見に努める。

(1) いじめ発見のポイント

【表情・態度】

- ・ 笑顔がなく沈んでいる。 ・ ぼんやりとしていることが多い。
- ・ 感情の起伏が激しい。 ・ わざとらしくはしゃいでいる。
- ・ いつも一人でいることが多い
- ・ 表情がさえず、ふさぎ込んで元気がない。 ・ 周りの様子を気にし、おどおどしている

【身体・服装】

- ・ 体に原因が不明な傷がある。 ・ けがの原因をあいまいにする。
- ・ 服に靴の跡がある。 ・ 顔色が悪く、活気がない。
- ・ 登校時に、体の不調を訴える。
- ・ ボタンが取れていたり、シャツやズボンが破れたり裂けたりしている。

【持ち物・金銭】

- ・ かばんや筆箱などが隠される。 ・ 必要以上にお金を持っている
- ・ ノートや教科書などに落書きがある。
- ・ 作品や掲示物にいたずらされる。
- ・ 机や椅子、靴、上履き、が傷つけられたり、いたずらされたりする。

【言葉・行動】

- ・ 他の生徒からの言葉かけが全くない。 ・ いつも一人でいたり、泣いていたりする。
- ・ 登校渋りや、忘れ物が多くなってきた。 ・ 教室にいつも遅れて入ってくる。
- ・ 職員室や保健室付近にすることが多い。 ・ いつも人の嫌がる仕事をしている。
- ・ すぐに保健室に行きたがる。 ・ 家から金品を持ち出す。

【遊び・友人関係】

- ・ いつも遊びの中に入れない。 ・ 笑われたり冷やかされたりする。
- ・ 不快に思う呼び方をされている。 ・ 特定のグループと常に行動を共にする。
- ・ 付き合う友人が急に変わり、友達のことを聞くと嫌がる。
- ・ グループでの作業などに入れてもらえない。
- ・ 他の人の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。

(2) いじめが発生した場合の早期対応に関すること

《いじめられた生徒への対応》

- つらく苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ること」「絶対に守り通す」ことを約束し、生徒が安心して登校できるよう、心に寄り添った指導・対応に徹する。
- 身体的・精神的ダメージについての確に把握し、迅速な回復を支援する。
- 休み時間や登下校の際も、教師による見守りを行い、被害が継続しない態勢を整える。
- いじめられている生徒に本人に非がないことを伝え自信と安心感をもたせる。

《いじめた生徒への対応》

- いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を迅速かつ正確に把握し、具体的な根拠を示しながらいじめをやめさせる。
- いじめが相手をどれだけ傷つけ、苦しめているかを気付かせ、いじめをやめさせる。
- 他の生徒に危害が及ぶ恐れがある場合は、別室等で個別対応と指導をする。
- いじめの事実を正確に把握し、組織的に対応する。

《いじめられた生徒の保護者への対応》

- わが子を守り抜く姿勢を生徒に見せ、ひたすら生徒の話に耳を傾け、事実や心情を聞くよう伝える。
- いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。
- 情報の提供等、先々の見通しをもたせ、不安を取り除く。
- 警察などの関係諸機関との連携も視野に入れたアドバイスをを行う。

《いじめた生徒の保護者への対応》

- 学校は、いじめられた生徒を守ることを第一に考えた対応をすると明確に伝える。
- いじめた生徒を責めず、事実を具体的に聞き取るよう助言する。

- 事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くよう促す。
- 保護者の対応次第では、関係諸機関との連携も積極的に図っていく。

生徒、保護者その他の者からいじめの相談を受けた際の組織的な対応および教育委員会への報告をする。（市条例 第20条）

4 重大事態への対応

（１）重大事態とは

- ①生徒、保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合、重大事態が発生したものと報告・調査にあたる。
- ②いじめにより被害を受けた当該生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、例えば、
 - 生徒が自殺を企図した場合
 - 生徒の身体に重大な損害が生じた場合
 - 生徒の金品等に重大な損害が生じた場合
 - 生徒の精神に疾患を発症した場合 など。
- ③生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

（２）重大事態の発生の場合

- 重大事態と思われる案件が生じた場合には、速やかに青梅市教育委員会に報告する。（この時点では、いじめの有無等について確認できていなくてもよい。）
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にする調査を実施する。いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係等必要な情報を適切に提供する。
- いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と協議の上、在籍生徒や教職員に対する質問紙による調査や聞き取り調査を行う。
- 情報発信や報道対応については、プライバシーの配慮の上、正確で一貫した情報提供に努める。

（３）関係機関との連携

①青梅市教育委員会

いじめ問題の状況報告、重大事態発生に係る協議、保護者への対応、マスコミ対応、関係機関との調整など、綿密に連携を図る。

②警察（青梅警察、福生警察等）

暴行や脅迫等を伴ういじめや恐喝、ネットや掲示板での誹謗・中傷行為などは犯罪であり、連携して解決にあたる。

③子ども家庭支援センターや福祉の関係諸機関

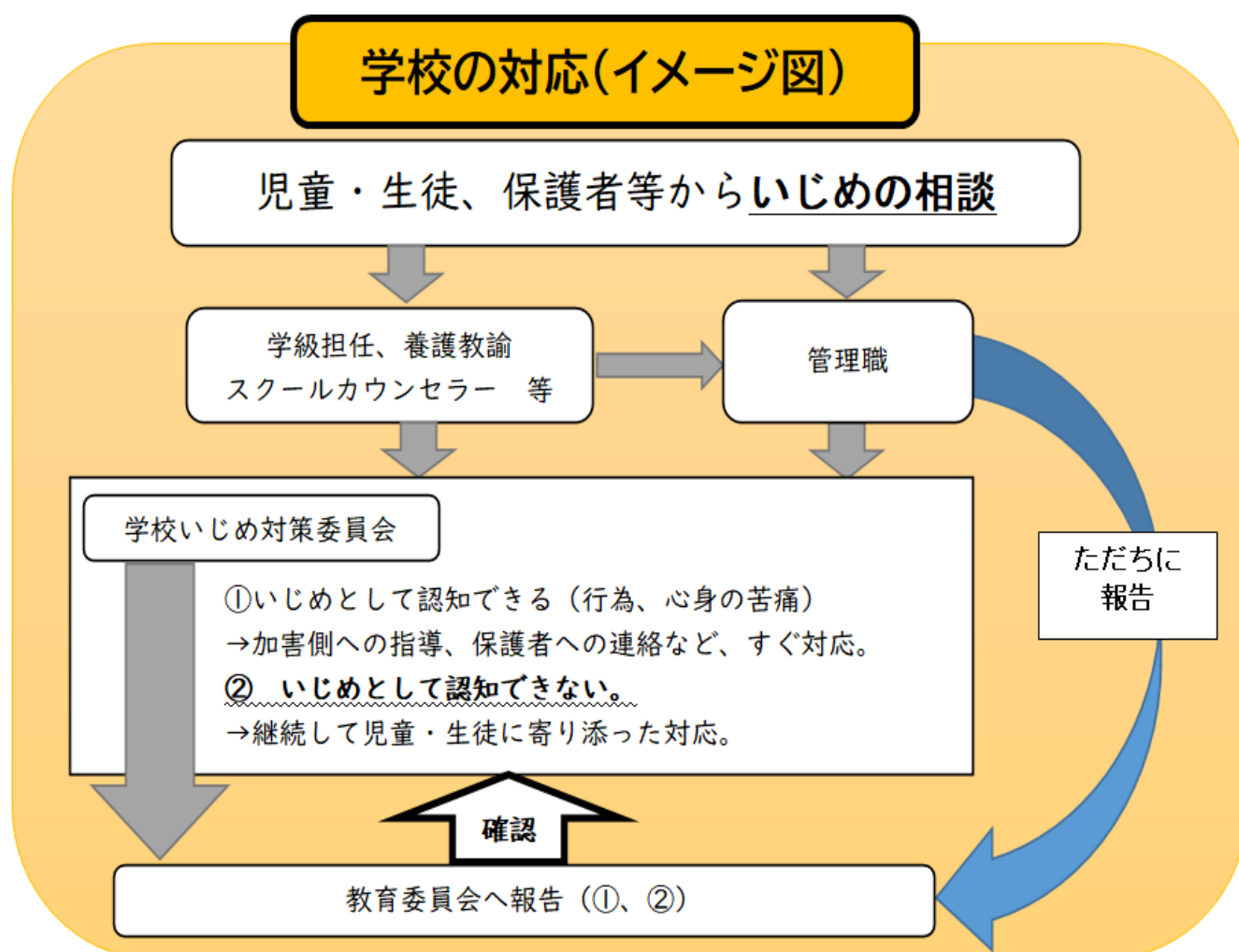
子ども家庭支援センター、登校支援室、児童相談所、福祉課、民生児童委員等と連携しながら、家庭を含めた生徒の支援、健全育成を図る。

④ 医療機関、相談機関

いじめ被害者の不安を解消し、気持ちの安定を図るために、状況に応じて医療機関、相談機関と連携を図る。また、加害者側のいじめを行う要因を解消するために、専門的、心理的なアプローチを必要とする場合も積極的に連携を図る。

⑤ 保護者・家庭

保護者は、その保護する児童・生徒がいじめを行うことのないよう、家庭での話し合い等を通して規範意識を養う指導などに努めてもらう。また保護者その他地域の者が、いじめの情報を得た場合には、児童・生徒をいじめから保護するとともに、学校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめ防止等の取組に協力するよう努めてもらう。



5 いじめ総合対策 年間計画（別ファイル）